

一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県教育職員互助組合定款（以下「定款」という。）第57条の規定に基づき、一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合員

定款第47条第2項の組合員をいう。

(2) 県費負担組合員

定款第47条第2項第1号に規定する公立学校共済組合広島支部（以下「共済組合」という。）に加入する組合員で、給与の支給が県費負担である者

(3) 市町費負担等組合員

定款第47条第2項第1号に規定する共済組合に加入する組合員で、給与の支給が県費負担でない者。

ただし、広島市（現在加入しているものは除く。）、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町を除く。

(4) 被扶養者

組合員に関する規則（以下「組合員規則」という。）第9条第1項に規定する被扶養者をいう。

(5) 遺族

組合員規則第10条第1項に規定する遺族をいう。

(6) 給料

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定による条例の適用を受ける職員にあっては当該条例に規定する給料表に定める給料で月額のものを、その他の職員にあってはこれに準ずる給与をいう。

(脱退)

第3条 互助組合を脱退しようとするものは、別に定める脱退届を所属長経由で理事長に提出しなければならない。ただし、組合員規則第2条に規定する組合員資格の喪失者については、この限りではない。

2 理事長が前項の脱退届を受理したときは、当該受理の翌日が脱退の日となるものとする。

第2章 事業

(事業の種類)

第4条 互助組合は、定款第4条の規定により、次の事業を行う。

(1) 療養費等の給付に関する事業

- イ 医療給付金の給付
- ロ 治療見舞金の給付
- ハ 傷病手当金の給付
- ニ 出産手当金
- ホ 介護休暇手当金の給付
- ヘ 災害見舞金の給付

- ト 死亡弔慰金の給付
 - チ 家族療養費の給付
 - リ 家族死亡弔慰金の給付
 - ヌ 遺児育英資金の給付
 - ル 特別退職給付金の給付
 - ヲ 生涯福祉給付金の給付
- (2) 各種資金の貸付けに関する事業
- イ 一般資金の貸付け
 - ロ 特別資金の貸付け
 - ハ 住宅災害資金の貸付け
 - ニ 訴訟資金の貸付け
- (3) 福利厚生に関する事業
- イ 削除
 - ロ 削除
 - ハ その他福利厚生に関する事項
- (4) 退職医療給付に関する事業
- イ 療養補助金の給付
 - ロ 死亡弔慰金の給付
 - ハ 慶祝金の給付
 - ニ 脱退一時金の給付
 - ホ 特別返還金の給付
 - ヘ その他福利厚生に関する事項
- (5) 教育文化の振興に関する事業
- イ 教育文化等の普及・振興のための図書の整備及び講演会・研究会の開催等
 - ロ その他必要な事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 納付

(納付の請求)

- 第5条** 前条の納付は、組合員規則第4条の規定により納付を受けるべき者の請求によって行う。ただし、医療給付金及び家族療養費の給付については、共済組合が給付の決定をしたときに、給付の請求があつたものとみなす。
- 2 納付の請求は、その納付事由の生じた日から3年以内に行うものとする。
 - 3 第1項の規定により、第11条から第16条まで及び第18条から第21条までに規定する各給付は、別に定める請求書によるものとする。
 - 4 前項の請求書は、所属長（組合員であった者又はその遺族等については、当該組合員であった者が組合員でなくなったときにおける所属長）を経由して、理事長に提出しなければならない。

(納付の支払)

- 第6条** 互助組合が、第10条から第21条までに規定する給付の額を決定したときは、別に定める様式をもって、請求者が組合員であるときは所属長を通じて、請求者が組合員でないときは請求者に直接これを通知する。

2 前項の規定にかかわらず、県費負担組合員については、電磁的方法（給付決定通知書）をもって同項の様式に代えることができる。

（給付の制限）

第7条 給付は、次の各号の一に該当するときは、その一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 給付の原因が、給付をうけるべき者の故意によって生じたものであるとき
- (2) 組合員規則第11条に定める掛金の納入を怠ったとき
- (3) 給付の請求について、虚偽又は不正の事実があるとき

（遺族に対する給付）

第8条 組合員規則第10条第3項において、等分する給付額が等分できず、端数が生じる場合は、その端数は、遺族の中で一番年齢が高い遺族に給付するものとする。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第9条 法第47条の規定は、この規則の規定による給付の支給について準用する。

（医療給付金）

第10条 組合員が病気又は負傷について地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号〔以下「法」という。〕）第56条、法第57条の3又は法第58条の規定により共済組合から療養の給付等（以下この条において「法定給付」という。）を受けたときは、その組合員に医療給付金を支給する。

2 前項の医療給付金の額は、療養に要する費用から法定給付の額を控除した額（法第62条の2の規定に基づく高額療養費、法附則第17条の規定に基づく一部負担金払戻金又は地方公共団体の制定する条例等の適用を受け医療費の助成を当該地方公共団体から受給する額があったときは、更にそれぞれの額を控除した額）から2、500円を控除した額の5割の額とする。この場合において、医療給付金の額が100円に満たないとき又は100円未満の端数があるときはこれを支給しない。

（治療見舞金）

第11条 組合員が、次に掲げる人工臓器等を装着し、又は治療を受けている場合には、組合員に治療見舞金を支給する。ただし、心臓ペースメーカーは、装着等に係る施術時に支給するものとする。

- (1) 人工肛門
- (2) 人工膀胱
- (3) 心臓ペースメーカー
- (4) 慢性腎疾患による人工透析
- (5) 血友病
- (6) 心臓人工弁
- (7) 原発性肺高血圧症

2 前項の治療見舞金の額は、年額5万円とする。

（傷病手当金）

第12条 組合員が、法第68条の規定に基づいて、共済組合から傷病手当金の給付を受けることとなった時は、組合員に傷病手当金を支給する。

2 前項の傷病手当金の額は、5万円とする。

（出産手当金）

第13条 組合員又は組合員の被扶養配偶者が出産したときは、組合員に出産手当金を支給する。

2 前項の出産手当金の額は、出産した子1人につき1万円とする。

（介護休暇手当金）

第14条 組合員が介護休暇取得のため、職員の給与に関する条例等の規定により、給与の減額を受けたときは、減額を受けた期間に対して、組合員に介護休暇手当金を支給する。

2 前項の介護休暇手当金の額は、組合員の年齢区分に応じて次のとおりとする。この場合該当組合員の年齢は、介護休暇を取得した各年度の4月1日における年齢とする。

45歳未満 日額5,000円

45歳以上 日額7,000円

3 介護休暇手当金は、共済組合の介護休業手当金又は雇用保険被保険者が受給する介護休業給付金の給付が終了した翌日から給付することとし、給付上限日数は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに通算120日とする。

(災害見舞金)

第15条 組合員が水震火災その他非常災害により、その住居又は家財に損害を受け法第73条の規定により共済組合から災害見舞金の給付を受けたときは、組合員に災害見舞金を支給する。

2 前項の災害見舞金の額は、法第73条に規定する給付月額に応じて次のとおりとする。

(1) 標準報酬月額の3月分が給付されたとき 30万円

(2) 標準報酬月額の2・5月分又は2月分が給付されたとき 18万円

(3) 標準報酬月額の1・5月分、1月分又は0・5月分が給付されたとき 6万円

3 前2項に定めるもののほか、組合員が水震火災その他非常災害のうち次の各号に該当する災害を受けたときは、組合員に3万円の災害見舞金を支給する。

(1) 住居又は家財の5分の1以上の損害を受けたとき

(2) 平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき

(死亡弔慰金)

第16条 組合員が死亡したときは、その遺族に死亡弔慰金を支給する。

2 前項の死亡弔慰金の額は、100万円とする。

(家族療養費)

第17条 組合員が被扶養者の病気又は負傷について法第59条及び法第59条の2の規定により共済組合から家族療養費等の給付（以下この条において「法定給付」という。）を受けたときは、その組合員に家族療養費を支給する。

2 前項の家族療養費の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算出した額（結核予防法（昭和26年法律第96号）その他の法令の定めるところにより組合員の負担とならない額を除く。以下「療養に要する費用」という。）から法定給付の額を控除した額（法第54条の規定に基づく附加給付、法第62条の2の規定に基づく高額療養費又は地方公共団体の制定する条例等の適用を受け医療費の助成を当該地方公共団体から受給する額があったときは、更にそれぞれの額を控除した額）から2,500円を控除した額の5割の額とする。この場合において、家族療養費の額が100円に満たないとき又は100円未満の端数があるときはこれを支給しない。

(家族死亡弔慰金)

第18条 組合員の被扶養配偶者又は組合員の被扶養配偶者でない被扶養者であるものが死亡したときは、組合員に家族死亡弔慰金を支給する。

2 前項の家族死亡弔慰金の額は、次のとおりとする。

(1) 被扶養配偶者の死亡 30万円

(2) 被扶養配偶者でない被扶養者の死亡 2万円

(遺児育英資金)

第19条 組合員が死亡した場合においてその組合員に18歳以下で学校卒業時までの遺児があるときは、その遺児に遺児となった年度から満18歳に達する年度までの間毎年遺児育英資金を支給する。

2 前項の遺児育英資金の額は、毎年3月31日現在の遺児の満年齢により次のとおりとする。

年齢	金額(年額)
0歳から12歳まで	6万円
13歳から15歳まで	9万6千円
16歳から18歳まで	16万8千円

(特別退職給付金)

第20条 平成16年3月31日以前から引き続いて組合員であった者が組合員規則第2条の規定により組合員の資格を喪失したときは、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に、特別退職給付金を支給する。

2 前項の特別退職給付金の額は、組合員として引き続いた期間のうち、平成16年3月31日以前に互助組合に納入した一般掛金の総額に相当する額からリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額及び平成10年8月1日から平成16年3月31日までの間に受診分の家族療養費を控除した金額の9割の額(円位未満の端数は、切り捨てる。)とする。

3 前項の特別退職給付金の額が、組合員として引き続いた期間のうち、平成10年7月31日以前に互助組合に納入した一般掛金の総額に相当する額から当該期間のリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額(以下「保障給付額」という。)を下回る場合は、保障給付額を支給するものとする。

(生涯福祉給付金)

第21条 組合員が組合員規則第2条の規定により組合員の資格を喪失したときは、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に、生涯福祉給付金を支給する。

2 前項の生涯福祉給付金の額は、組合員として引き続いた期間において、互助組合に納入した組合員規則第11条の規定による生涯福祉掛金の総額に相当する金額とする。

(余暇活動促進助成金)

第22条 削除

第4章 貸付け

(貸付けの種類)

第23条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げるときに行う。

(1) 一般資金貸付け

組合員が臨時に資金(住居又は土地の資金を除く。)を必要とするとき。

(2) 特別資金貸付け

ア 組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が結婚するために資金を必要とするとき。

イ 組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に入学又は修学するために資金を必要とするとき。また、これに準ずる外国の教育機関のうち、入学し、修学する又は受講するための資金を必要とするとき。

ウ 組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療を受けるために資金を必要とするとき。

エ 組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき。

オ 組合員が海外研修又は海外赴任をするために資金を必要とするとき。

(3) 住宅災害資金貸付け

組合員が水震火災その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき。

(4) 訴訟資金貸付け

組合員が公務に関して訴訟を提起されたことにより資金を必要とするとき。

(貸付けの制限)

第24条 貸付けは、次の各号の一に該当する者に対しては、行わない。

(1) 貸付申込みの日において、新規採用で組合員期間が6月未満の者。

(2) 貸付申込みの日において、未成年の者。ただし、法定代理人による同意書及び続柄を確認できるものの提出があればこの限りではない。

(3) 住宅災害資金貸付けの申込みの日において、定年退職まで5年未満の者。ただし、退職手当受取りの金融機関を指定するもの及び退職手当受取りの権限を理事長に委任するものを提出すればこの限りではない。

(4) 貸付けの申込みの理由について虚偽の事実があると認める者。

(5) 理事長が償還の確実性がないと認める者。

(借受人への貸付け)

第25条 理事長は、借受人に対して、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる。ただし、第37条第2項に規定する当該貸付けの償還済み回数が24回に満たない場合は、新たな貸付けを行うことができない。

(貸付金の額等)

第26条 貸付金の額は、次の表の左欄に掲げる貸付けの種類に応じ、右欄に掲げる金額とする。

一般資金貸付け	20万円・30万円・50万円・100万円・150万円・200万円
特別資金貸付け	
住宅災害資金貸付け	20万円・30万円・50万円・100万円
訴訟資金貸付け	

2 貸付けは、申込人がその申込みに基づき貸付けを受けたとしたならばその者に対する貸付けに係る償還額が次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

(1) 第37条の規定により償還する場合（初回の償還に限る。）において、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないこと等により控除が行われることとなるとき。

(2) 第37条第2項及び公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）第16条第2項に規定する1回当たりの償還額の合計額が、申込人の給料月額の10分の3に相当する額を超えることとなるとき。

(貸付けの利率等)

第27条 貸付金の利率は、次の貸付けの種類に応じ、期間1月につき徴するものとする。

(1) 一般資金貸付け及び特別資金貸付けの利率は、別に理事長が定める。

(2) 住宅災害資金貸付け及び訴訟資金貸付けにあっては、利息は徴しない。

- 2 貸付金の利息の計算の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとする。
- 3 利息に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利息計算の特例)

第28条 現に貸付けを受けている組合員に対する第25条の規定による貸付け又は第37条に規定する臨時償還若しくは即時償還（第36条の規定による償還を含む。）の場合の利息算定の基礎となる期間は、既に払い込まれた最後の定期償還の償還期限の翌日から起算するものとする。この場合において、期間に1月末満の端数があるときは、その端数を1月と計算し、円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 第37条第1項ただし書の規定により償還の猶予を受けていた期間には遅延利息を課さない。

(貸付けの申込み)

第29条 第23条の貸付けを受けようとする者は、別に定める資金貸付申込書、資金借用証書及び貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書に所定の事項を記載の上、所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の資金貸付申込書及び資金借用証書を提出するときは、次表の左欄に掲げる貸付の種類に応じて同表右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

貸付けの種類	添付書類
一般資金貸付け	なし
特別資金貸付け	第23条第2項アからオまでに掲げる事実が確認できる書類及び組合員との続柄が確認できる書類
住宅災害資金貸付け	罹災証明書等災害の事実が確認できる書類、工事請負契約書又は工事見積書若しくは売買契約書の写し、登記事項証明書及び住宅の平面図又は写真
訴訟資金貸付け	訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類
一般資金貸付け以外	貸付けの種類の当該添付書類に加えて、理事長が必要と認める書類

(完了届)

第30条 削除

(住宅建築義務)

第31条 削除

(貸付保険)

第32条 次の各号に掲げる貸付けを受けるに当たっては、当該各号に掲げる貸付保険の適用を受けなければならない。

- (1) 一般資金貸付け、特別資金貸付け及び訴訟資金貸付け 官公庁等共済組合一般資金貸付保険（以下「一般貸付保険」という。）
 - (2) 住宅災害資金貸付け 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（以下「住宅貸付保険」という。）
- 2 前項の規定の適用をうけるために要する費用は、互助組合の負担とする。

(保険契約の失効等の場合の措置)

第33条 借受人は、一般貸付保険又は住宅貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第34条 理事長は、資金貸付申込書を受理したときは、これを審査し、次の各号により処理するものとする。

(1) 貸付けを決定したときは、別に定める貸付決定通知書を所属長に送付する。

(2) 貸付けを決定しないときは、その理由を付して所属長を経由して申込人に通知する。

(貸付金の交付)

第35条 理事長は、借受人から資金借用証書を受理したときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(貸付けの取消し)

第36条 借受人がこの規則又は資金借用証書に記載した事項に違反したときは、理事長は貸付けを取り消し、未償還金を即時に償還させるものとする。

(償還)

第37条 借受人は、貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から、最終回の償還額を除き、毎月元利均等額で償還するものとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）の承認を受けた借受人のうち、償還の猶予を希望する旨の申出をした者は、育児休業期間の範囲内で償還の猶予を受けることができる。

2 前項の規定による償還（以下「定期償還」という。）は、次の表の左欄に掲げる貸付金の額に応じ、同表の右欄に掲げる償還回数により行うものとする。この場合において、最終回を除く1回当たりの償還額は、貸付金の額に別に定める賦金率表の当該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とし、最終回の償還額は、最終回直前の償還後の未償還元金に第27条の規定により算出した利息を加えた額とする。

貸付金の額	償還回数
100万円・150万円・200万円	100回（一般資金貸付けは、72回）
30万円・50万円	50回
20万円	40回

3 借受人は、第1項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部を臨時に償還（以下「臨時償還」という。）することができる。

4 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第1項の規定にかかわらず、未償還元利金を即時に償還（以下「即時償還」という。）しなければならない。

- (1) 組合員の資格を喪失したとき。ただし、法に基づく組合員間で異動した場合はこの限りではない。
- (2) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。

(償還の猶予)

第38条 前条第1項ただし書の規定により償還の猶予を希望する者は、別に定める償還猶予申出書を所属長を経由して理事長に提出するものとする。

2 債還猶予期間中の償還金は、猶予期間が満了した月の翌月から猶予した月数の範囲内において、当該猶予を受けた金額を、毎月均等で償還するものとする。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、この償還金の全額を1回又は2回で償還することができる。

3 前項の償還は、第44条第1項の規定に準じて払い込むものとする。

(借用証書の返還)

第39条 理事長は、貸付金の償還が完了したときは、ただちに資金借用証書を、借受人に返還する。

(貸付原票)

第40条 理事長は、県費負担組合員以外の組合員に対して、貸付金を交付したときは、借受人ごとに別に定める資金貸付原票を作成し、整理保管するものとする。

第5章 掛金及び償還金

(掛金)

第41条 組合員の掛金については、組合員規則第11条の規定による。

(掛金等の給与からの控除)

第42条 掛金及び掛金以外の金額等の給与からの控除については、組合員規則第12条の規定による。

- 2 第37条第4項第1号の規定については、法115条第4項の規定の例による徴収の嘱託ができるものとする。

(給付金からの控除)

第43条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又は遺族若しくは相続人に支給すべき給付金があり、かつ、その者が互助組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(市町費負担等組合員の掛金及び償還金の納入)

第44条 市町費負担等組合員の掛金及び償還金は、理事長が指定する金融機関に払い込むものとする。

- 2 前項の規定により掛金の払い込みをする場合には、別に定める個人別給料月額及び掛金額集計調書を互助組合に提出するものとする。
- 3 給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないこと等により、掛金及び償還金の控除が行われないときは、所属長が当該組合員及び借受人から徴収してその控除が行われるべき毎月の末日までに、第1項の規定に準じて払い込むものとする。
- 4 臨時償還又は即時償還の場合の償還方法は、第1項の規定に準じて取り扱うものとする。

第6章 退職医療給付等

(退職医療組合員に対する給付等)

第45条 組合員規則第2条に規定する組合員の資格を喪失する日（以下「資格喪失日」という。）に年齢が45歳以上で、かつ、別に定める基準掛金額（以下「基準掛金額」という。）を納入する者は、退職組合員（退職医療組合員）としての資格を取得し、引き続き、この章に定める給付（以下「退職医療給付」という。）を受けることができるものとする。

- 2 前項の退職医療組合員としての資格を取得しようとする者は、資格喪失日から30日以内に互助組合に申し出をし、指定された期日までに基準掛金額を納入しなければならない。
- 3 退職医療組合員が死亡したときは、その翌日から資格を喪失するものとし、特別の事情により退職医療組合員でなくなることを申し出たときは、その申出が受理された日の属する月の末日をもって資格を喪失するものとする。

(療養補助金)

第46条 退職医療組合員が病気又は負傷によって保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第63条第3項に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）から療養の給付を受けたときは、70歳に達した日の属する会計年度の末日までの間、療養補助金を支給する。

- 2 前項の療養補助金の額は、健康保険法第76条第2項の規定により算出した額の100分の20に相当する額（この額が63、600円を超えるときは63、600円を限度とする。）とする。

ただし、国又は地方公共団体の公費負担医療制度により、自己負担額が健康保険法第76条第2項の規定により算出した額の100分の20に相当する額を下回る場合は自己負担額を限度として給付する。

(死亡弔慰金)

第 47 条 退職医療組合員が死亡したときは、その遺族に死亡弔慰金を支給する。

- 2 前項の死亡弔慰金の額は、次表左欄の退職医療組合員期間に対応する右欄に掲げる額とする。

退職医療組合員期間	金額
1年未満	20万円
1年以上2年未満	18万円
2年以上3年未満	16万円
3年以上4年未満	14万円
4年以上5年未満	12万円
5年以上6年未満	10万円
6年以上7年未満	8万円
7年以上8年未満	6万円
8年以上9年未満	4万円
9年以上	2万円

(慶祝金)

第 48 条 退職医療組合員が、70歳、77歳、80歳、88歳、90歳及び99歳に達したときは、それぞれ慶祝金を支給する。

- 2 前項の慶祝金の額は、次表左欄の年齢に対応する右欄に掲げる額とする。

年齢	金額
70歳（古稀）	1万円
77歳（喜寿）	2万円
80歳（傘寿）	3万円
88歳（米寿）	5万円
90歳（卒寿）	5万円
99歳（白寿）	5万円

(脱退一時金)

第 49 条 退職医療組合員が、第45条第3項後段の規定により申出が受理されて資格を喪失したときは、その者に脱退一時金を支給する。

- 2 前項の脱退一時金の額は、第47条第2項に定める死亡弔慰金の額とする。ただし、この額が第45条第2項の規定により納入した基準掛金額の100分の50を超えるときは、基準掛金額の100分の50に相当する額とする。

(特別返還金)

第 50 条 組合員が、組合員規則第2条に規定する組合員の資格を喪失したとき、又は第45条第1項に規定する退職医療組合員とならなかったときは、その者（死亡したときは、その遺族）に、特別返還金を支給する。

- 2 前項の特別返還金の額は、組合員として引き続いた期間において、互助組合に納入した組合員規則第11条第4項に規定する退職医療掛金の総額に相当する金額とする。
- 3 退職医療組合員の資格を取得した者のうち、組合員として引き続いた期間において、互助組合に納入した組合員規則第11条第4項に規定する退職医療掛金の総額に相当する金額が基準掛金額を超えるときは、その者に特別返還金を支給する。
- 4 前項の特別返還金の額は、組合員として引き続いた期間において、互助組合に納入した組合員規則第11条第4項に規定する退職医療掛金の総額に相当する金額から基準掛金額を控除した額とする。

(退職医療組合員の福祉事業の収支調整)

第51条 退職医療給付の収支内容は、少なくとも3年に1回は検討を加え、所要の調整を行うものとする。

(退職医療組合員の福祉事業への参加)

第52条 退職医療組合員は、その都度定めるところにより互助組合が行う福祉事業に参加することができる。

第7章 財務

(経理の方式)

第53条 互助組合の収支及び財産の増減はその発生の事実に基づき、正規の簿記の原則に従って経理しなければならない。

- 2 互助組合の経理は、公益法人会計基準による。

(経理単位)

第54条 互助組合の経理は、一般会計経理、退職準備資金積立特別会計経理、貸付金特別会計経理及び退職医療給付特別会計経理とする。

- 2 一般会計経理は、第4条第1号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、及び第3号、第5号並びに第6号の取引きを経理するものとする。
- 3 退職準備資金積立特別会計経理は、第4条第1号のル及びヲの取引きを経理するものとする。
- 4 貸付金特別会計経理は、第4条第2号の取引きを経理するものとする。
- 5 退職医療給付特別会計経理は、第4条第4号の取引きを経理するものとする。

(掛金の区分)

第55条 組合員規則第11条第4項に規定する事業掛金は、前条第2項に規定する一般会計経理に充てるものとする。

- 2 生涯福祉掛金は、前条第3項に規定する退職準備資金積立特別会計経理に充てるものとする。
- 3 退職医療掛金は、前条第5項に規定する退職医療給付特別会計経理に充てるものとする。

(経費)

第56条 互助組合の経費は、組合員の掛金、地方公共団体等の補助金、負担金、事業の収益金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の地方公共団体等の補助金は、前条第3項の退職医療給付特別会計経理には充てることができない。

(契約)

第57条 互助組合の契約手続等は、共済組合の例による。

(監査)

第58条 監事は、毎年1回以上互助組合の事業及び会計を監査しなければならない。

- 2 監事は、監査の結果を理事会及び評議員会に出席して報告しなければならない。

第8章 互助組合事務局

(組織)

第 59 条 削除

(事務局の分掌事務)

第 60 条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 役員に関すること。
- (2) 諸規程の制定、改廃に関すること。
- (3) 予算、決算及び監査の総括に関すること。
- (4) 職員の人事、給与、旅費及び服務に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 文章の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (7) 物品の調達及び出納保管に関すること。
- (8) 各会計の支払事務に関すること。
- (9) 公益事業に関すること。
- (10) 福利厚生事業に関すること。
- (11) 資金の貸付け事業に関すること。
- (12) その他の所掌に属さないこと。
- (13) 療養費等の給付事業に関すること。
- (14) 退職医療給付事業に関すること。

(職員)

第 61 条 互助組合事務局に、事務局職員として、事務局長及び次の事務局員を置く。

- (1) 事務局次長
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 主査
- (5) 主任
- (6) 主事
- 2 削除
- 3 事務局職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局長は、上司の命を受け、事務を掌理する。
- 5 事務局次長は、事務局内の総合調整に関する事務に従事し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 削除
- 7 削除
- 8 削除
- 9 主査は、上司の命を受け、所定の専門的事項の調査研究又は審査等を行う。
- 10 主任は、上司の命を受け、命ぜられた事務を掌る。
- 11 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 12 理事長は主査及び主任の中からリーダーを 1 名指名し、事務局の事務を整理させる。
- 13 事務局職員の服務、給与、旅費並びに勤務時間その他の勤務条件は、広島県教育委員会事務局職員（以下「県教委職員」という。）の例による。

14 前各項に定めるもののほか、非常勤職員について、別に定める。

(費用弁償)

第62条 定款第16条及び第33条の規定により、評議員及び役員（理事及び監事）が受けることができる費用弁償は旅費とする。

2 評議員及び役員の旅費は、県教委職員の例による。

3 評議員及び役員の旅費について必要な事項は、別に定める。

第9章 補則

(委任)

第63条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(法の適用を受けない組合員の取扱い)

第64条 定款第47条第2項に規定する組合員のうち、法の適用を受けない組合員（現職組合員）にあっては、当該組合員に法が適用され共済組合から給付をうけたものとみなし、第10条、第12条、第15条及び第17条の規定を適用する。

附 則

1 この規則は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。

2 この規則の施行前に財団法人広島県教育職員互助組合運営規則（以下「前規則」という。）の規定による給付の支給要件を満たし、この規則の施行後に給付の請求を行う場合の請求書は、前規則の規定による様式とこの規則の規定による様式のいずれを使用してもよいものとする。

3 この規則の施行の際、現に前規則に基づき行っている貸付については、なお、従前の例による。この場合において、この規程の施行の際現に使用中の用紙は、この規程による様式により作成された用紙とみなし、引き続き使用することができる。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の規則第10条第2項及び第17条第2項の規定は、平成27年4月1日以降に受診したものから適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、経過措置として、現に事務局長補佐の職にある者については、その任にある間は現職名を用いることとする。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日の広島市立学校等県費負担教職員の広島市への移管に伴い、当該移管者に支給する、第4条第1項の(1)の「ル 特別退職給付金の給付」、「ヲ 生涯福祉給付金の給付」及び(4)の「ホ 特別返還金の給付」については、第5条第1項の規定にかかわらず、給付を受ける者からの請求を要しないものとする。

3 平成29年3月31日以前に開始した介護休暇に係る介護休暇手当金については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。